

青森県報

号外第七十四号

平成十六年
九月三十日
(木曜日)

目次

規則

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則… (保健衛生課)… 一

規則

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十八号

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「クリーニング所変更届出書」を「クリーニング所等変更届出書」に、「クリーニング所廃止届出書」を「クリーニング所等廃止届出書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条第二項の規定による営業の届出は、無店舗取次店営業届出書(第一号様

式の一)を知事に提出して行わなければならない。

第一号様式の注の2を次のように改める。

2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

- (1) 名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2 (第2条関係)

(表)

年 月 日

青森県知事 殿

住所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

年 月 日生

無店舗取次店営業届出書

無店舗取次店を営業するので、関係書類を添えて届け出ます。

名 称	
営 業 区 域	
営 業 開 始 予 定 日	年 月 日
業 務 用 車 両	保 管 場 所
	保 有 台 数
	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号
構 造 の 概 要	

(裏)

営 業 者	氏 名 (又は名称)	生 年 月 日	年 月 日
	本 籍 所	(電話番号)	
ク リ ー ニ ン グ 師	本 籍		
	住 所	生 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	県 (都道府) 第 号	
従 事 者 数			
業 務 内 容	: 指定洗濯物を取り扱う。指定洗濯物を取り扱わない。		
洗 濯 物 の 類 及 び 取 扱 場 所	所在地		

注 1 業務用車両の平面図を添付すること。

2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

- (1) 名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

振川叩業社任「クリーニング所変更届出書」や「クリーニング所等変更届出書」に「確認年月日」や「確認（届出）年月日」に必要の回業社の印を捺し、その次に「クリーニング所の所在地」を記入する。

2 無店舗買取店の場合は、確認済証番号の欄は記入を要しない。

振川叩業社任「クリーニング所廃止届出書」や「クリーニング所等廃止届出書」に「クリーニング所を」や「クリーニング所（無店舗買取店）を」に「確認年月日」や「確認（届出）年月日」に必要の回業社の印を捺し、その次に「確認年月日」を記入する。

注 1 無店舗買取店の場合は、確認済証番号の欄は記入を要しない。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

振川叩業社任「クリーニング所承継届出書」や「クリーニング所等承継届出書」に

クリーニング所	名 称	
	所 在 地	(電話番号)

クリーニング所	名 称	
	所 在 地	(電話番号)
無店舗買取店	名 称	
	業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号	

必要の回業社の印を捺し、その次に「クリーニング所の所在地」を記入する。

3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗買取店を営んでいるときは、クリーニング所又は無店舗買取店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

(1) 名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗買取店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

振川叩業社任「クリーニング所承継届出書」や「クリーニング所等承継届出書」に

クリーニング所	名 称	
	所 在 地	(電話番号)

クリーニング所	名 称	
	所 在 地	(電話番号)
無店舗買取店	名 称	
	業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号	

必要の回業社の印を捺し、その次に「クリーニング所の所在地」を記入する。

2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗買取店を営んでいるときは、クリーニング所又は無店舗買取店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

(1) 名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗買取店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

振 画

必要の回業社の印を捺し、その次に「クリーニング所の所在地」を記入する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭